

野々市市立野々市小学校 いじめ防止基本方針

2026年度

安心・安全な学校づくりのため

早期発見・早期対応！

- ◇ 命・人権に関することは最優先！
- ◇ 気になったらすぐ動く！
- ◇ 「報・連・相」で情報共有！

— もくじ —

1	はじめに	1
2	いじめの定義と基本的な考え方	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめに対する基本的な考え方	
	(3) いじめの基本認識	
3	いじめの防止等のための組織	2
	(1) いじめ対応マニュアル	
	(2) いじめ問題対策チームの設置	
4	いじめの未然防止	3
	(1) 安心・安全な学級づくり	
	(2) 授業改善に関わる取組	
	(3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組	
	(4) 道徳教育や人権教育等の充実	
	(5) 児童一人一人の特性や多様性に配慮した指導・実施	
	(6) 情報モラル及びデジタルシティズンシップ教育の推進	
	(7) スクールカウンセラー等との連携	
	(8) 教師の意識	
5	いじめの早期発見	5
	(1) 教師と児童の信頼関係づくり	
	(2) アンケート（定期的調査）の実施	
	(3) 相談体制の充実	
	(4) 家庭との連携	
	(5) 職員研修の実施	
	(6) 学校生活におけるいじめ発見のポイント	
	(7) 家庭生活におけるいじめ発見のポイント	
6	いじめの対処と再発防止	7
	(1) 組織的な対応	
	(2) 被害児童及び保護者への対応	
	(3) 加害児童及び保護者への対応	
	(4) 傍観者への対応	
	(5) いじめ「解消」要件	
	(6) いじめ「解消後」の対応	
7	インターネットに関するいじめへの対応	9
	(1) 未然防止・早期発見	
	(2) 対応	
	(3) 削除依頼等の手順	
8	いじめ重大事態	10
	(1) 重大事態の定義	
	(2) 重大事態の調査と報告	
	(3) 調査結果の提供及び報告	
	(4) 児童への支援	
9	年間計画	12

1 はじめに

「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」ものであること、「いじめは、人間として絶対に許されない」ものであること、という基本認識に立ち、本校児童が、安心して学校生活を送ることができることを願い、「野々市小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）いじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。本方針に基づく年間を通しての取組が適正であったか、学校評価において検証するものとする。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○法のいじめの定義は、いわゆる社会通念上のいじめよりも広義である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、法に基づくいじめの認識を教職員全員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・どの子にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。また、法23条1項に基づき、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込まず、対策チーム等に報告しなければならない。

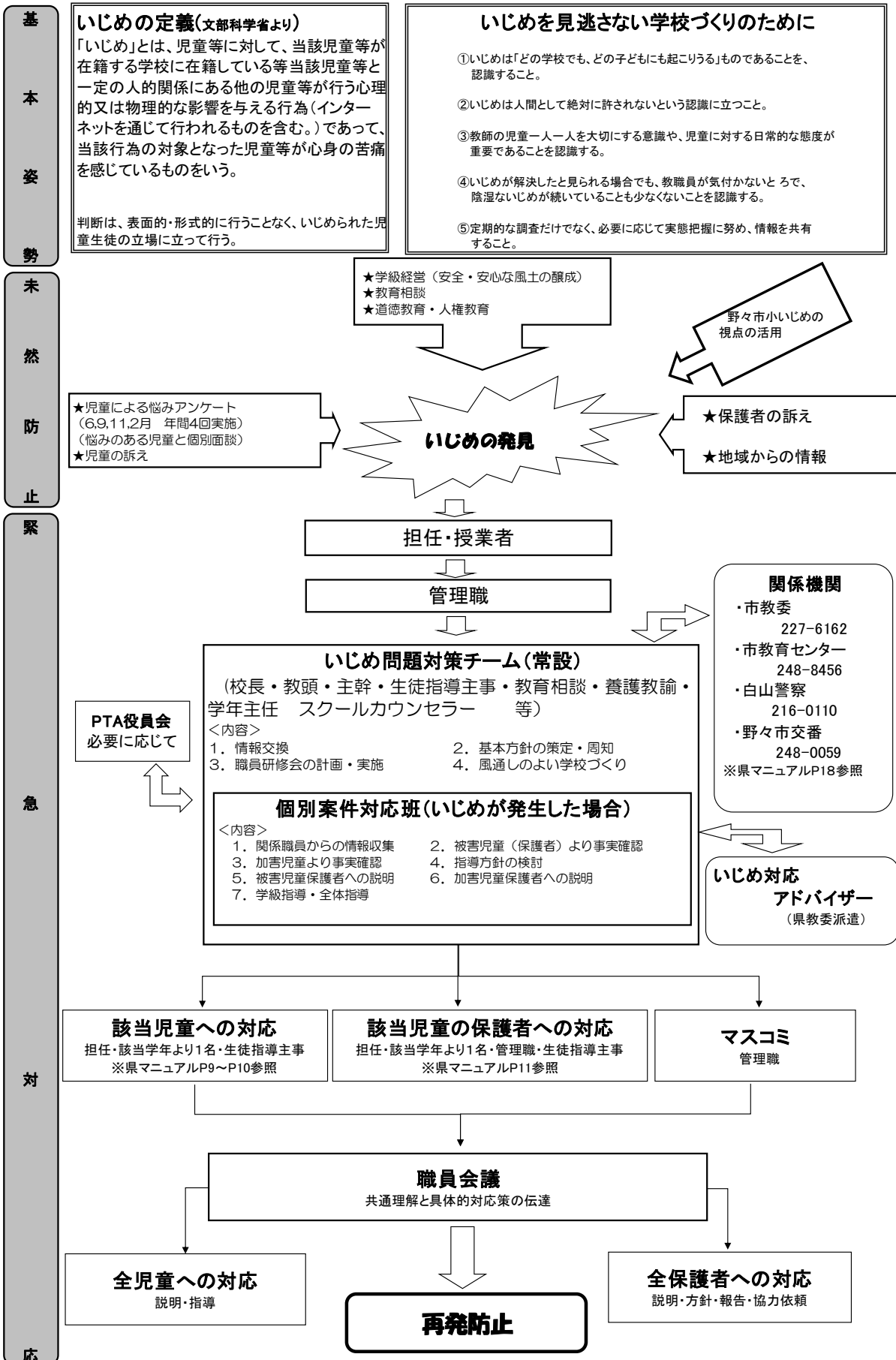
(3) いじめの基本認識

いじめには次の7つの特徴があり、常に注意を行う。

- ① いじめの初期は、言葉の暴力から始まる。
- ② いじめとふざけの境界線が分かりにくく、事実が見えにくい。
- ③ いじめは集団化してくる。
- ④ 長期化すると、陰湿化・悪質化する。
- ⑤ 場面が変われば、立場も変化する。
- ⑥ 犯罪行為や不登校、自殺に追い込まれる場合もある。
- ⑦ 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある。

3 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対応マニュアル



(2) いじめ問題対策チームの設置（常設）

①目的

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見・事案対処に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。
- ・いじめ学校基本方針が適切に機能しているかについて点検を行い、基本方針の見直しを行う。

②構成

校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任等とし、必要に応じてスクールカウンセラーやいじめ対応アドバイザー等（教職員や専門的知識を有する者）を加え構成する。

③役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施（未然防止の推進など）、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・個別面談や相談の受け入れ及び集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

(3) その他

- ・日頃から白山警察署や相談機関と情報収集や協力体制を確立していじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- ・いじめ基本方針は、ホームページに掲載するなどして、児童、保護者、地域住民が内容を確認できるようにする。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察・通報することをあらかじめ保護者に対して説明する。
- ・児童同士のトラブルが発生した場合には、学校・家庭・地域が協力し、児童に適切に寄り添いながら支援し、児童が自分たちでトラブルを解決する力を育成することを大切にする。

4 いじめの未然防止

(1) 安心・安全な学級づくり（安心安全な風土の醸成）

- ・温かい人間関係を育み、一人一人が認められる学級づくりを行う。

(2) 授業改善に関わる取組

- ・分かりやすい授業づくりを心がけ、児童に過度な劣等感やストレスをかけない。
- ・授業における生徒指導の実践上の4つの視点（自己有用感、自己決定、共感的な人

間関係、安心安全な風土の醸成)を意識する。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・「ののっこマナー5」の項目を身に付けられるようにする。
- ・ペア学年で清掃活動を行い、高学年が低学年に手本を示したり、指示したりする。
また、ペア学年で遊ぶ会を実施する。
- ・運動会やクラブ、委員会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・教育活動全体を通して、児童が活躍でき、他者の役に立つ機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。

(4) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育を行う。
- ・思いやりの心や命を大切にす態度の育成を目指す。

(5) 児童一人一人の特性や多様性に配慮した指導・支援

- ・発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つ外国につながる児童、性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童など、には配慮した適切な指導・支援を行う。

(6) 情報モラル教育及びデジタル・シテイズンシップ教育の推進

- ・インターネットを通して行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう児童の発達段階に応じ、プライバシーの保護やセキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの順守など、情報化社会の中で適正に行動できる考え方や態度を育成するとともに、情報活用能力の育成も図る。

(7) スクールカウンセラー等との連携

- ・心理プログラム「アンガーマネジメント」「SOSの出し方」を児童に実施する。

(8) 教師の意識

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を強く持ち、児童に理解を促す。
- ・児童一人一人を大切にす、不適切な言動や差別的な態度がいじめを助長することがあると認識する。
- ・初動の遅れのため、重大事案に発展することがある。そうならないために、常に児童の様子を観察し、気になる点はすぐに報告、相談する。

5 いじめの早期発見

(1) 教師と児童の信頼関係づくり

- ・日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・いじめに対するアンテナを高くし、児童の変化や危険信号に気付く。
→教室に一步入った時の違和感を素通りしないことが肝心
- ・日常場面の行動観察、教室環境の観察
- ・何気ない機会を活用した児童との面談、雑談
- ・第三者からの情報収集（学年・級外・ペア学年）

(2) アンケート（定期的調査）の実施

- ・ののっこアンケート調査の毎月実施及び担任教諭との面談機会を設ける。
- ・アンケートの内容を学年間で共有し、複数で内容をチェックする。

(3) 相談体制の充実

- ・児童からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- ・スクールカウンセラーを活用し、児童や保護者、教職員に対する相談体制を整備する。
- ・相談ポストを設け、日常的に児童の訴えを把握できるようにする。

(4) 家庭との連携

- ・いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表する。
- ・学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(5) 職員研修の実施

- ・いじめ防止基本方針をもとに、いじめの定義はじめ、未然防止、早期発見とその対応について理解を深める。
- ・ **(6)・(7)の「いじめ発見のポイント」を活用し、児童を見取る力を高める。**

(6) 学校生活におけるいじめ発見のポイント

ア いじめられている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情が冴えず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認や健康観察の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる	○グループ分けで孤立することが多い

	<ul style="list-style-type: none"> ○発言に対し、しらせや嘲笑が見られる ○責任なる係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> (机を合わせない、声をかけても無視される、避けられる等) ○保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○最後まで一人です ○椅子や机がぽつんと残る ○掲示物にいたずら、破れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人です ※他の子の荷物を持って帰る

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

イ いじめられている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に変化が見られる点)	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○文房具等を本人の許可なく勝手に使っている ○プリント等の配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ○指名発言時に目配りし、嘲笑する ○後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○授業の後片付けを押し付けている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○嫌なことを言わせたり、嫌なものに触らせたりする ○移動の際、自分の物を持たせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○肩を組みに行く、遊びと言いながら蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○手洗いやトイレでたむろしている ○自分の嫌いな食べ物を押し 5 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時間	<ul style="list-style-type: none"> ○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> ○机をわざと倒したり、机の中の物を落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の用事に付き合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○一方的に待たせて一緒に帰る

(7) 家庭生活におけるいじめ発見のポイント

学校は、保護者から子どもの家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめの対処と再発防止

(1) 組織的な対応

- ・教職員がいじめを発見し、または児童や保護者からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、いじめ問題対策チーム(個別案件対応班を含む)に対し、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・事実の確認後、迅速に当該保護者に報告し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように保護者の協力を求めるとともに、継続的に支援する。
- ・犯罪行為として、取り扱われる行為を把握した際には、警察と連携して対処していく。児童の生命、身体的または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通

報し、適切な援助を求める。

(2) 被害児童及び保護者への対応

- ・被害児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、児童に寄り添う。
- ・児童の訴えを共感的に受け止め、いじめの事実関係を丁寧に素早く正しく把握する。
- ・児童・保護者への支援は組織的継続的に行う。これらの対応は、教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関と連携して行う。
- ・被害児童には、安心して学べる環境を確保し、継続的に支援する。
- ・謝罪のみで問題が解決したなどという安易な考えを持たず、継続して見守る。
- ・家庭に定期的な経過連絡をする。
- ・教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・児童の背景や心理状態の理解に努め、人間関係や生活を豊かにする指導を根気強く行い、加害児童の謝罪に対して、それを許す場面を作る。

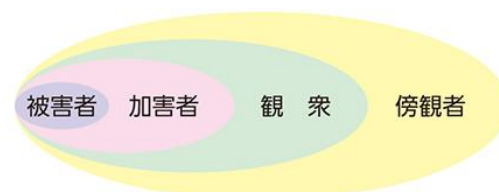
(3) 加害児童及び保護者への対応

- ・いじめは絶対に許されないことを冷静に伝え、行為をただちにやめさせる。
- ・いじめ集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析し、事実を確認する。
- ・児童・保護者への指導助言は、組織的・継続的に実施する。これらの対応は、教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関と連携して行う。
- ・どの行為がいじめにあたるのか、どのような行為が相手に嫌な思いをさせたのかを、児童自身が理解できるように指導・支援し、再発防止につなげる。
- ・児童の背景や心理状態の理解に努め、人間関係や生活を豊かにする指導を根気強く行い、加害児童が「ごめんなさい」を伝える場面を積極的に作る。
- ・家庭に事実を伝え、協力関係をつくり、定期的に経過連絡をする。
- ・加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) 傍観者への対応

- ・いじめの4層構造を伝え、観衆の態度によっていじめが深刻化することを指導する。
- ・いじめを目撃した場合は、誰かに伝える勇気を持つように伝える。

図 いじめの四層構造論



被害者：いじめられている子ども
加害者：いじめている子ども
観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども
傍観者：見て見ぬふりをする

(5) いじめ「解消」要件

①被害児童に対する心理的・物理的な影響を受けない状態（インターネットを通じたものも含む）が、少なくとも3ヶ月は続いている。

- ・教職員は、被害加害両児童の様子を注視し、判断する。
- ・いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると学校または教育委員会が判断する場合は、より長期の期間を設定する
- ・いじめ行為が止んでいない場合は、改めて対応し相当の期間を設定して注視する。

②被害児童及び保護者に、心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。（状況に応じて面談する。）

※上記2つを満たすとき、いじめが「解消」しているとする。

(6) いじめ「解消後」の対応

- ・解消後も被害児童と加害児童の関係やクラスの中の様子を観察し、気になる行為や言動があれば児童理解等で共通理解し、いじめの再発防止に努める。
- ・経過観察は保護者とも連携し、解消した後もいじめ問題に係る情報を共有し続けることで、より長期的な見守りを行う。必要に応じて、いじめ問題対策チームを招集し、いじめ問題の再検討と追加支援策を検討する。（必要に応じて心理や福祉等の専門家、関係機関等の協力を得る）

※「解決したと思っていたいじめが継続していた」「被害・加害の立場が逆転し、再発した」危険性もあるため。

7 インターネットに関するいじめへの対応

(1) 未然防止・早期発見

- ・児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・教育委員会と連携し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・クロームブックにおいて、共同作業できるデータやmeetは、授業での使用後に児童の権限を外す。
- ・保護者と連携し、家庭においてインターネット機器の必要性やルールを話し合う機会の保障を推進する。

(2) 対応

- ・保護者に連絡し、連携し対応に当たる。
- ・グループチャット機能を使用した仲間外れ等のいじめについては、被害・加害児童共に十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考

えさせる指導を行う。

- ・インターネット上の不適切な書き込みや画像、動画等については、事実確認の為一旦保存し、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。事実確認、指導の後には一旦保存したのも削除する。
- ・児童の生命、身体又は重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害児童及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。尚、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容を保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害児童及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童への対応

被害児童本人への対応（不安の共感的理解）、加害児童への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることを先決とする。書き込み者が特定できない場合には、被害児童本人や保護者、又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

・事後の経緯の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害児童の心のケアとともに、その後の書き込み状況の経過を見る。

8 いじめ重大事態

(1) 重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・生命、心身又は財産の重大な被害とは

児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、
金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・相当の期間とは、年間30日（不登校の日数による定義）だが、一定期間、連続している場合には、この目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 重大事態の調査と報告

- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校は、重大事態が発生したものとして対応する。
- ・ いじめ問題対策委員会が母体となり、教育委員会の指導の下調査する。
- ・ 指導記録をもとにしたり、新たな聞き取りを適切に行ったりして、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供をし、経緯を説明する。
- ・ 調査結果について、教育委員会に報告する。

(4) 児童への支援について

- ・ 教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）も踏まえ、学習支援（1人1人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や1人1台端末を活用したオンライン指導等）や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行う。

○ 重大事態調査を適切に実施するに当たって、以下の視点到に留意して取り組む。

- ・ 調査には真摯な態度で取り組むこと
- ・ 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
- ・ 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- ・ 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- ・ 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

9 年間計画

	指導・学習	人間関係作り	マナー5など	アンケート	会議等・研修会	学習部 道徳	特別活動部
4	思いやりの指導(始業式)	ぼっかぼっかウィーク 時間	時間を守ろう	悩み事アンケート(記述) 担任との面談	いじめ問題対策委員会 (設置、取り組みの方針) 人間関係づくり年間計画、児童理解の会、不登校児童への対応、のっこマナー5等提案 職員研修(いじめ防止基本方針共通理解)	1年◇「みんなでたのしく」 2年◎学校たんけん「どうしよう・・・」 3年◇「友だち屋」 4年◇「貝がら」◇「サッカーボールをかかえて	
5	心理教育プログラム「アンガーマネジメント」 632年は、S.C.担任	ぼっかぼっかウィーク	あいさつをつなげよう	悩み事アンケート(フォーム)	ベア学年掃除・ベア活動の年間計画提案	2年「およげないりすさん」 3年◇「4人5きやく」 ◇「ドンマイドンマイ」 4年◎「かさ」 5年◎「みんなのつくえ」	なかよし活動① (456年主催顔合わせ)
6	心理教育プログラム「アンガーマネジメント」 145年は、S.C.担任		時間を守ろう	悩み事アンケート(フォーム)	いじめ問題対策委員会	4年◇「レッド赤くて書いてレヨンの話」◇「ブラジルからの転入生」 5年◇「ガンジーのいかり」 6年◇「森川君のうわさ」◇「ピンクのバッグ」	なかよし活動②(456年生主催)
7	SNS利用の注意 夏休み自殺予防、注意喚起	ぼっかぼっかウィーク		悩み事アンケート(記述) 担任との面談	相談箱・相談カードの再確認 1学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告(認知と内容)	4年◇「深く息をすって」	
8					職員研修 ・愛着障害と児童 ・保護者対応について		
9	心理教育プログラム「SOSの伝え方」 56年は、S.C.担任	ぼっかぼっかウィーク 担任との面談	自分から気持ちのよいあいさつをしよう	悩み事アンケート(記述) 担任との面談	いじめ問題対策委員会	5年「短所も長所」	
10	人権の取り組み 学習部、特別活動部との連携	ぼっかぼっかウィーク	時間を大切にしよう	悩み事アンケート(フォーム)		道徳(いじめ未然防止) 2年「のこぎり山のたぶつ」 3年◇「お日様心で」◇「ないた赤おに」 4年◇「学級新聞作り」 5年◎「約束」	なかよし活動③(123年生主催) 運動会(縦割り)
11		担任との面談	ふわふわ言葉を使おう	悩み事アンケート(フォーム)	いじめ問題対策委員会	1年◎「はしのうえのおおかみ」 2年◎「とくべつなたからもの」 4年◇「良太のはんだん」 5年◇「光輝の告白」◇「ドッジボールを100倍楽しくする方法」 6年◎「命のおのぎり」◇「勇太への宿題」	なかよし活動④(456年生主催) いじめゼロ宣言(児童集会) ・掲示(全校、教室)
12		ぼっかぼっかウィーク 冬休み明け自殺予防、注意喚起	友達のよいところをみつけよう	悩み事アンケート(記述) 担任との面談	2学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告(認知と内容)	4年◎「せきが空いているのに」	
1	いじめゼロ宣言意識づけ	ぼっかぼっかウィーク		悩み事アンケート(フォーム)	いじめ問題対策委員会 ・いじめ基本方針見直し	4年◇「ONE TEAM ラグビー日本代表」	なかよし活動(123年生主催)
2	感謝の会 いじめゼロ宣言再確認・掲示 6年生ありがとうの会		感謝??	悩み事アンケート(フォーム)		1年◇「二つのことり」◇「ぼくにもあるかな」 2年「モムンとヘーテ」◎「ぐみの木と小鳥」 3年◇「思い切って言ったらどうなるの」◇「紙の中の映画」 6年◎「最後の言葉」◇「めざせ、百八回1」	いじめゼロ宣言再確認
3		ぼっかぼっかウィーク 担任との面談		悩み事アンケート(記述) 担任との面談	いじめ問題対策委員会 ・3学期いじめ問題への取組に対する振り返りと報告(認知と内容)		